平成２９年（フ）第５２７４号
東京都品川区大井１丁目53―９　第１柳ビル205
破産者　荻原ひとみ（旧姓谷田）
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６１９号
東京都杉並区本天沼２丁目42―19　オッサ・マジョール３Ｆ、住民票上の住所東京都杉並区本天沼２丁目42―19　オッサ・マジョール
破産者　飯浜好晃こと　飯濱　好晃
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６２３号
東京都立川市砂川町４丁目33―３―201
破産者　丸山　浩志
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７４５号
東京都練馬区錦２丁目８―21
破産者　松田　玲子
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７６８号
東京都港区台場１丁目３－２―2102
破産者　梶塚　金雄
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７９９号
東京都江戸川区北小岩１丁目10番７―202
破産者　湯田　幸男
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８１４号
東京都大田区仲六郷１丁目34―２―108
破産者　大沼　栄一
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８８０号
東京都板橋区赤塚２丁目21―15
破産者　保科信幸こと　祝　　輝之
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８９６号
東京都足立区竹の塚１丁目20―１―406
破産者　瀬山佳代子
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１７号
東京都杉並区方南２丁目20―10―201
破産者　森田　　翔
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９２６号
東京都墨田区押上３丁目28―１―602
破産者　櫻井　紀男
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９４３号
東京都練馬区大泉学園町８丁目５―31―102
破産者　市川　保和
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９７８号
東京都中央区勝どき６丁目３－２―1002
破産者　西澤　久美
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９９０号
東京都江戸川区小松川２丁目４－６―402
破産者　麦島　恭子
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７２号
栃木県宇都宮市竹林町813番地40
破産者　株式会社伴商
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７３号
栃木県宇都宮市東峰町3098番地４　ハイツ伴203号
破産者　伴　　信二
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７４号
栃木県宇都宮市東峰町3098番地４　ハイツ伴203号
破産者　伴　笑美子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６６号
埼玉県吉川市木売２丁目10番地８号401
破産者　ネオエンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
神奈川県横浜市青葉区つつじが丘18番地20
破産者　有限会社ホライズン
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
埼玉県三郷市早稲田７―33―３　ＭＩＹＡＭＡⅡ303号室、商業登記簿上の本店所在地静岡県伊東市荻471番地の413
破産者　有限会社羽柴建設
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
埼玉県八潮市八潮４丁目13番地19
破産者　有限会社トラストワン
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係